

**群馬県ソフトボール協会
表彰規定**

- 第1条** この規定は、本県のソフトボールの振興発展に貢献した功績を表彰するものである。
- 第2条** 本県のソフトボール発展に著しい功労のあった者又は本会主催の大会に出場して優秀な成績を収め、技術及び態度等、他の模範と認められた者には、この規定により群馬県ソフトボール協会が表彰する。
- 第3条** 前条の表彰は、次の3部門とする。
(1) 優秀表彰 (2) 功労表彰 (3) 特別表彰
- 第4条** 表彰の方法は、表彰状及び記念品を贈る。
- 第5条** 表彰の選考に当たっては、学校又は団体より広く推薦を受け、常務理事会において審議決定する。
- 第6条** 本規定は、平成4年3月7日より施行する。

**群馬県ソフトボール協会
表彰規定内規**

- 第1条** 表彰は、次のいずれかに該当する者について行う。
- 第2条** 優秀表彰
(1) 本協会加盟チームで全国大会に三位以上の成績を挙げた者、又は関東大会に優勝した者。
(2) 本会主催の県大会(予選会を除く)において3年連続優勝した者。
(3) 本協会加盟チームで10回以上県外大会に出場した者。
(4) 全日本代表に選ばれ、国際大会(選手権等)に出場した者。
- 第3条** 功労表彰
(1) 本協会役員で永年協会の運営に精励し、ソフトボール発展に関する業務において著しい功績を挙げたもの。
(2) 支部協会や学校又は団体の役員として永年にわたりソフトボール発展に寄与し、著しい功績を挙げた者。
(3) 本協会所属の公認審判員・公式記録員・公認指導者で永年にわたり運営に尽くし、優れた技術と見識を持ち、他の模範となるにたる者。
(4) 協会加盟のチームに10年以上(女子は5年)所属し、顕著な成績を残しソフトボールの発展に大きく寄与した者。
- 第4条** 特別表彰
(1) 本協会に関係するものにおいて、特に偉大なる業績を残した者。
- 第5条** この内規は、平成9年4月1日より施行する。
平成9年4月1日 一部改正

※推薦の際の留意事項(第2条優秀賞)

1の全国大会・関東大会の解釈

それぞれ日本協会・関東協会主催の大会とするが、普及目的の大会の場合は常務理事会で審議する。

4の国際大会(選手権等の解釈)

ジュニアを含む男女の世界選手権・オリンピック(地区予選を含む)・アジア選手権競技大会を適用とする。各国で行われる国際大会の場合は適用外と思われるが、常務理事会で審議する。

※推薦の際の留意事項(第3条功労表彰)

過去において日本協会の功労表彰を受けた者についても、推薦時期や理由等に差異があるため適用とする。本協会役員(規約第6条(1)～(5))在任中のその役職における功労表彰は適用外とするが、任期終年度に限り適用とする。

以上